平成２７年（フ）第１１号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目２番３－301号
スカイマンション
債務者　山室　貴重
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市泉町５番２号　泉ハイツ203号
債務者　杉森　　新
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市泉町５番２号　泉ハイツ203号
債務者　杉森　嘉惠
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地　もみじが丘団地Ｉ棟510号、前住所長崎県佐世保市大和町1445番地70
債務者　濱本　　卓
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地　もみじが丘団地Ｉ棟510号
債務者　濱本菜々絵
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市中里町486番地３、前住所長崎県佐世保市船越町2013番地１　コーポ木村202号室
債務者　黒崎　由佳（旧姓磯本）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
長崎県佐世保市南風崎町780番地、前住所長崎県佐世保市南風崎町295番地５
債務者　佐藤　正秀
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
長崎県佐世保市吉井町橋川内877番地11、前住所長崎県北松浦郡佐々町口石免348番地31
債務者　宮原　伸二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５号
長崎県佐世保市黒髪町5017番地、前住所長崎県佐世保市中原町３番15号　コーポ中原201
債務者　鳥瀬　祐樹
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６９２号
東京都北区上十条４丁目７－14
債務者　鹿　　直樹
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７５７号
東京都世田谷区北烏山３丁目13－12－307
債務者　清水　政代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７８５号
東京都調布市国領町８丁目１－35　都営調布くすのきアパート９－905
債務者　丸岡真由美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７９７号
東京都板橋区板橋４丁目３－５　第２ポルト・ヴァレ201
債務者　川田モト子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８１１号
東京都江東区大島４丁目１－４－812
債務者　大江　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５号
東京都西東京市西原町４丁目10番１－404号
債務者　渡邉美穂子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部